

明日香村告示第 26 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年 9月21日

明日香村長 森 川 裕 一

- 1 都市計画の種類及び名称
大和都市計画特別用途地区（明日香村決定）
阪合にぎわいの街特別用途地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
奈良県高市郡明日香村内の一部
- 3 縦覧場所
明日香村役場 総合政策課